

保健所 4 - 1

不利益処分の内容	犬の飼い主に対する措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>1 条例第 7 条第 1 号に違反し、文書指導による改善が確認できない場合若しくはこう傷事故を確認した場合、文書指導の内容に従わせることが困難と認める場合は、犬の飼い主に対し、以下の措置を取るべきことを命ずる。</p> <p>(1) 犬を係留し、又は柵、おりその他の囲いの中で飼育すること</p> <p>(2) 犬に口輪をかける方法により飼育すること</p> <p>(3) その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること</p> <p>2 第 14 条第 2 項の規定に違反し、当該犬を獣医師に検診させることを指示したにもかかわらず、直ちに検診を受けさせていなかった場合は、犬の飼い主に対し、以下の措置を取るべきことを命ずる。ただし、飼い主本人が咬まれた場合であって、条例に規定する遵守事項を履行しており、かつ、狂犬病の発生のおそれがない場合を除く。</p> <p>(1) 狂犬病の疑いの有無について、当該犬を獣医師に検診させること</p> <p>(2) 犬に口輪をかける方法により飼育すること</p> <p>(3) その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること</p> <p>3 犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき又は侵害するおそれがあると認めるときは、犬の飼い主に対し、以下の措置を取るべきことを命ずる。</p> <p>(1) 犬に口輪をかける方法により飼育すること</p> <p>(2) その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること</p>			

保健所 4 - 2

不利益処分の内容	特定動物及び犬の飼い主に対する措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第 18 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>県条例の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第 18 条</p>			

保健所 4 - 3

不利益処分の内容	ふぐ処理師の免許の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 11 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>県条例において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 11 条</p>			

保健所 4 - 4

不利益処分の内容	ふぐ取扱い営業の認証の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 15 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>県条例において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 15 条</p>			

保健所 4 - 5

不利益処分の内容	基準違反に対する措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取県魚介類行商条例第 11 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>県条例及び県規則において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県魚介類行商条例第 9 条及び第 11 条</p> <p>鳥取県魚介類行商条例施行規則第 8 条及び別表第 3</p>			

保健所 4 - 6

不利益処分の内容	営業の停止等		
根拠法令及び条項	鳥取県魚介類行商条例第 12 条		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>県条例において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>鳥取県魚介類行商条例第 12 条</p>			